

副本

平成24年(行ウ)第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸外265名

被告 日本原子力発電株式会社外1名

平成25年4月18日付求釈明申立書について

水戸地方裁判所民事第2部 御中

平成25年6月27日

被告日本原子力発電株式会社訴訟代理人

弁護士 溝呂木 商太郎



弁護士 山内 喜明



弁護士 谷 健太郎



弁護士 浅井 弘章



弁護士 井上 響太



被告日本原電は、原告らの平成25年4月18日付求釈明申立書における求釈明に対して、以下のとおり回答する。

### 第1 求釈明(1)について

原告らの「「原発の運転において、福島第一原発事故と同等もしくはそれ以上の事故が絶対に発生しないこと」が要求されている」との主張は、答弁書73頁ないし75頁で述べたとおり、原子力発電所の備えるべき「安全性」として絶対的安全性を明確に否定する判例の考え方と異なるものであり、被告日本原電は、この主張を争うものである。

### 第2 求釈明(2)について

東京高裁平成13年7月4日判決(判例時報1754号35頁)は、「科学技術を利用することによって得られる社会的な効用、利便等との対比において、その危険の内容、程度や確率等が社会通念上容認できるような水準以下にとどまるものと考えられる場合には、その安全性が肯定される」と判示しているのであって、そこでいう「社会通念上容認できるような」とは福島第一原子力発電所事故のような既に発生した他の原子力発電所の事故そのものを基準とするものではないし、原告らのいう「社会通念上容認できる事故」なる基準を採用するものでもない。

### 第3 求釈明(3)について

被告日本原電は、答弁書92頁ないし145頁で述べたとおり、本件発電所の運転に当たり、万が一にも周辺住民の生命・身体に害を及ぼすことがないよう十分な安全確保対策を講じたうえで、地震や津波に対する安全性、高経年化を踏まえた安全性等について適宜新たな知見に照ら

した必要な対策を実施し、また、福島第一原子力発電所事故を真摯に受け止め、その教訓を踏まえた対策を適宜講じ、更なる安全を目指した取り組みを行ってきている。さらに、安全性向上のための不断の努力を続けていくことにより、同事故におけると同様に全交流電源喪失及び海水冷却機能喪失により炉心損傷に至って大量の放射性物質が放出されるという事態が発生する可能性は社会通念上無視し得る程度に低く保たれると主張するものである。

以 上